



鳥取県公報

平成12年2月8日(火)
第7152号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示
 - 結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）…………… 1
 - 結核予防法による医療機関の指定の辞退（ 〃 ）…………… 2
 - 土地改良区の役員の退任（農村整備課）…………… 2
 - 県営土地改良事業計画の決定（ 〃 ）…………… 2
 - 公共測量の実施（管理課）…………… 3
 - 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）…………… 3
 - 都市計画事業の事業計画の変更の認可（ 〃 ）…………… 3
- ◇ 選管告示
 - 政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出…………… 4
 - 政治団体の収支に関する報告書の要旨…………… 4
 - 政治団体の解散の届出…………… 5
 - 政治団体の収支に関する報告書の要旨…………… 5
- ◇ 公 告
 - 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）…………… 7

告 示

鳥取県告示第59号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行規則（昭和26年厚生省令第26号）第26条の規定により、次のとおり告示する。

平成12年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

（病院、診療所又は薬局）

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人松田医院	倉吉市伊木201-6	平成11年8月4日
岡本医院	東伯郡大栄町大字由良宿552-2	平成11年8月13日
こばやし内科	鳥取市宮長9-1	平成11年10月1日
医療法人社団森脇クリニック	倉吉市新町三丁目1081-4	平成11年11月4日
医療生協弓ヶ浜診療所	米子市富益町1128	〃
医療法人つちえ内科・小児科クリニック	境港市相生町114	平成11年11月25日
医療法人仁厚会藤井記念病院	倉吉市山根43-1	平成11年12月1日
新田内科クリニック	倉吉市生田360-1	〃
本城内科クリニック	鳥取市湯所町二丁目110	平成11年12月3日

きしだ薬局	八頭郡郡家町大字宮谷221-2	平成11年10月18日
野の花薬局	西伯郡中山町田中651-1	〃
生田調剤薬局	倉吉市生田360-3	平成11年12月1日
しおん薬局	米子市富益町3533-5	平成11年12月15日
かじか調剤薬局	東伯郡三朝町大字山田683-1	平成11年12月17日

(指定訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	訪問看護ステーション	所 在 地	指定年月日
医療法人賛幸会	鳥取市野寺62-1	訪問看護ステーションはまゆう	鳥取市野寺62-1	平成11年11月5日

鳥取県告示第60号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和26年厚生省令第26号）第26条の規定により、次のとおり告示する。

平成12年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞退年月日
松田医院	倉吉市伊木201-6	平成11年8月3日
岡本医院	東伯郡大栄町大字由良宿552-2	平成11年8月12日
伊達内科小児科医院	鳥取市桜谷367	平成11年9月30日
医療法人山崎医院	境港市相生町114	平成11年11月25日

鳥取県告示第61号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり気高町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 家 高 卓 気高郡気高町大字下坂本415

平成11年6月20日退任

鳥取県告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業大谷地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年2月9日から20日間

3 縦覧に供する場所

米子市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第63号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成12年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 公共測量（公共下水道平面図作成）

2 作業期間 平成11年12月28日から平成12年3月24日まで

3 作業地域 境港市上道町及び三軒屋町地内

鳥取県告示第64号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成12年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 開発許可の年月日及び番号

平成10年9月16日鳥取県指令都計3-2第4号

2 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大崎

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市河崎580

医療法人真誠会 理事長 小田貢

鳥取県告示第65号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

鳥取市

2 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 3・3・2号西円通寺裁判所線

3 事業施行期間

平成7年3月10日から平成14年3月31日まで

(変更前 平成7年3月10日から平成12年3月31日まで)

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

選 管 告 示

鳥取県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成12年2月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 細 川 哲

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備 考
木村はじめ後援会	会計責任者の氏名	西尾明夫	木村繁美	平成12年1月7日	その他の政治団体
鳥取県税理士政治連盟	主たる事務所の所在地	米子市鞆町二丁目115	倉吉市上神253	平成12年1月11日	〃
〃	代表者の氏名	飛田義忠	岩井清	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	岩田篤	山田悌次	〃	〃
山内おさむ後援会	代表者の氏名	小倉道雄	三森政治	平成12年1月14日	〃
日本業政政治連盟鳥取県支部	主たる事務所の所在地	米子市旗ヶ崎2320	米子市東福原四丁目21-45	平成12年1月18日	〃
〃	代表者の氏名	前田隆行	上野邦雄	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	森奥五夫	島田一郎	〃	〃
因伯清酒産業振興会	代表者の氏名	高田睿爾	南條倫夫	平成12年1月19日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成12年2月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 細 川 哲

◎その他の政治団体

期間 平成10年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 山田幸夫後援会

報告年月日 平成12年1月6日

収入・支出の総額

1 収入総額	18,710円
(1) 前年繰越額	18,710円
(2) 本年収入額	0円

2 支出総額

0円

鳥取県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年2月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 細 川 哲

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備 考
自由民主党鳥取県桜谷会支部	田中馨	田中政子	鳥取市浜坂242-8	平成12年1月26日	政党の支部
21世紀の鳥取県を考える会	坂口清太郎	高橋敬一	米子市尾高町66	平成12年1月7日	その他の政治団体
川西龍三後援会	中村勝美	中村勝美	八頭郡八東町大字才代132-1	平成12年1月12日	〃
林原しげき後援会	後藤薫	押村節夫	西伯郡名和町大字倉谷581	平成12年1月14日	〃
山本みきお後援会	中島淳	川口秀雄	岩美郡岩美町大字浦富630	平成12年1月20日	〃
倉見誠一後援会	松田則正	東田康正	八頭郡八東町大字三浦287	平成12年1月21日	〃
奥田明男後援会	奥田優	有本嘉男	八頭郡佐治村大字津無76	平成12年1月25日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成12年2月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 細 川 哲

◎政党の支部

期間 平成11年1月1日～同年12月31日
政治団体の名称 自由民主党鳥取県桜谷会支部

報告年月日 平成12年1月26日
(平成11年12月31日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	53,000円
ア 前年繰越額	53,000円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	53,000円

2 支出の内訳

政治活動費	
組織活動費	53,000円
合 計	53,000円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)

報告年月日 平成12年1月25日
(平成11年12月31日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

政治団体の名称 川西龍三後援会

報告年月日 平成12年1月12日
(平成11年12月31日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	10,000円
ア 前年繰越額	10,000円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	10,000円

2 支出の内訳

政治活動費	
その他の経費	10,000円
合 計	10,000円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)

◎その他の政治団体

期間 平成11年1月1日～同年12月31日
政治団体の名称 奥田明男後援会

期間 平成11年2月18日～同年12月25日

政治団体の名称 倉見誠一後援会

報告年月日 平成12年1月21日

(平成11年12月25日解散)

1	収入・支出の総額	
(1)	収入総額	308,700円
	ア 前年繰越額	0円
	イ 本年收入額	308,700円
(2)	支出総額	308,700円
2	収入・支出の内訳	
(1)	収入の内訳	
	寄附(政党匿名寄附を除く)	
	(内訳別掲)	
	個人からの寄附	308,700円
	合 計	308,700円
	[寄附の内訳]	
	個人からの寄附	

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
倉見誠一	308,700円	八頭郡八東町

(2)	支出の内訳	
	政治活動費	
	機関紙誌の発行	
	その他の事業費	308,700円
	宣伝事業費	308,700円
	合 計	308,700円
	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円)

期間 平成11年1月11日～同年12月31日

政治団体の名称 21世紀の鳥取県を考える会

報告年月日 平成12年1月7日

(平成11年12月31日解散)

1	収入・支出の総額	
(1)	収入総額	1,299,142円
	ア 前年繰越額	0円
	イ 本年收入額	1,299,142円
(2)	支出総額	1,299,142円
2	収入・支出の内訳	
(1)	収入の内訳	
	寄附(政党匿名寄附を除く)	
	(内訳別掲)	
	個人からの寄附	1,299,000円

その他の収入

10万円未満の収入 142円

合 計 1,299,142円

[寄附の内訳]

個人からの寄附

その他 1,299,000円

(2) 支出の内訳

経常経費

備品・消耗品費 6,825円

事務所費 44,936円

小 計 51,761円

政治活動費

組織活動費 117,670円

機関紙誌の発行

その他の事業費 999,600円

宣伝事業費 999,600円

寄附・交付金 130,111円

小 計 1,247,381円

合 計 1,299,142円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)

期間 平成11年1月1日～同年12月25日

政治団体の名称 林原しげき後援会

報告年月日 平成12年1月14日

(平成11年12月25日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

期間 平成11年1月11日～同年12月31日

政治団体の名称 山本みきお後援会

報告年月日 平成12年1月20日

(平成11年12月31日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,888,239円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年收入額 1,888,239円

(2) 支出総額 1,888,239円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

寄附(政党匿名寄附を除く)

(内訳別掲)			経常経費	
個人からの寄附	1,488,239円		光熱水費	33,596円
借入金			備品・消耗品費	595,030円
板倉善美	400,000円		事務所費	621,415円
合 計	1,888,239円		小 計	1,250,041円
[寄附の内訳]			政治活動費	
個人からの寄附			組織活動費	638,198円
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	合 計	1,888,239円
山本美喜雄	1,488,239円	岩美郡岩美町	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)	
(2) 支出の内訳				

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成12年2月8日

鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳

1 講習の種類及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区 分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成12年3月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 2,700円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品
筆記用具及び印鑑